

平成27年6月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成27年6月25日 木曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山口	栄	治
書記	小林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口	文	夫
副町長	山口	誠	実
教育長	古賀	信	雄
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住吉	克	己
企画財政課長	大川	豊	文
地域政策課長	野上	英	了
税務課長	中尾		剛
健康推進課長	成富	浩	樹
会計課長	三岳		昭
住民福祉課長	山中	美由	紀
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	太田	啓	寛
建設課長	照本	茂	法
ダム対策室長	福田	多	肥
水道課長	廣田	洋	一
教育次長	吉永	文	典
行政係長	荒木	俊	行

議事日程

- 第 1 報告第 1 号 平成 26 年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
- 第 2 報告第 2 号 平成 26 年度川棚町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書
- 第 3 報告第 3 号 平成 26 年度川棚町水道事業会計予算の継続費繰越計算書
- 第 4 議案第 37 号 平成 27 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 回）
- 第 5 議案第 38 号 平成 27 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 6 議案第 39 号 平成 27 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 第 7 議案第 40 号 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例
- 第 8 議案第 41 号 川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 42 号 川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 10 議員派遣の件 常任委員会の閉会中の継続調査の申し出

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、報告第1号「平成26年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」を議題とします。報告内容の説明を求めます。

町 長 皆様、おはようございます。報告第1号「平成26年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」について、ご説明いたします。

平成26年度川棚町一般会計補正予算（第8回）及び（第9回）におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費を定め、翌年度に使用することができる経費としてご決定、ご承認をいただいたところであります。この度、平成26年度の出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、その内容について議会に報告をするものであります。

その他、詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

企画財政課長 それでは、内容についてご説明いたします。2枚目の計算書の表をご覧ください。表の左から順に繰り越した予算の款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、その財源内訳について掲げております。金額とありますのは、補正予算において繰越明許費として計上した額、翌年度繰越額は実際に繰り越した額でございます。

12の事業総額で、1億8,613万920円となっております。それぞれの金額については、表に掲げたとおりということで、個々の金額の読み上げは省略をさせていただきます。主な内容についてご説明をいたします。

まず2款総務費、1項総務管理費として7つの事業を掲げております。これは3月議会において、第8回補正予算として追加し、その時点で繰り越すことが明らかでありましたので、併せて繰越明許費についてもご決定いただいたものであります。これは国の、いわゆる平成26年度地方創生関係補正予算で創設された交付金を活用して実施するものであります。これらの事業にかかる国の補助金合計6,477万3千円につきましては、3月24日に

正式に補助決定があり、出納閉鎖期間中の4月24日に交付を受け、平成26年度収入として受け入れをしておりますので、財源内訳の区分は既収入特定財源となるものであります。個別の事業内容の説明は省略とさせていただきます。

次に、6款農林水産業費から下の5つの事業は、専決処分を行った第9回補正予算において、繰越明許費として5月の臨時会でご報告し、ご承認いただいたものであります。これらについては、事業名だけでは内容が読み取りにくいと思いますので、簡単にご説明いたします。

上から順に、農業経営対策事業推進費、これは中山集落営農組合の農業経営法人化支援事業であります。

次に農村災害対策整備事業費は、中山の極の水溜め池改修工事であります。

次の社会資本整備総合交付金事業費、これは町道東臨港線及び上組西部線の歩道設置工事であります。

次の公共下水道費は、公共下水道事業特別会計において繰り越して実施する管渠建設費にかかる一般会計繰出金であります。

最後の補助災害復旧費、これは林道虚空蔵線災害復旧工事であります。

以上、説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(10:05)

議 長 次に、日程第2、報告第2号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

町 長 報告第2号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書」について、ご説明いたします。

「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費と定

め、翌年度に使用することができるものとした経緯につきましては、この度、平成26年度の出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、その内容について議会に報告するものであります。なお、詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

水道課長 それでは説明いたします。今回の繰越明許費繰越計算書ですが、平成27年3月定例議会におきましてご決定いただきました「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」にかかるもので、この度、翌年度に繰り越す額が確定いたしましたので、その内容についてご報告いたします。開いていただきまして、繰越計算書ですが、表に記載しておりますように、2款建設費、1項建設費、事業名、管渠建設費、翌年度繰越額1億3,176万1,840円、その財源ですが、右側に書いておりますように、国庫支出金が6,538万920円、町債が5,880万円、その他として758万920円、このその他につきましては、一般会計からの繰り入れでございます。

繰越事業の工事につきましては、小串地区污水管渠開削工事推進工事で、町道塩床線沿線を予定しているものでございます。

以上で、説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、これで報告済みといたします。

(10:08)

議長 次に、日程第3、報告第3号「平成26年度川棚町水道事業会計予算の継続費繰越計算書」を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

町長 報告第3号「平成26年度川棚町水道事業会計予算の継続費繰越計算書」について、ご説明をいたします。

平成26年度川棚町水道事業会計予算の継続費につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、当該年度内に支払い義務

が生じなかった額につきまして、逡次繰越額として同項の規定に基づき、継続費繰越計算書をもって、去る5月20日付で報告を受けたところでありませう。

つきましては、同項の規定により、その内容について議事に報告をするものであります。なお、詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

水道課長 それでは説明をいたします。今回の山道浄水場第7次拡張事業の継続費繰越計算書ですが、平成27年3月定例議会におきましてご決定をいただきました「平成26年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」にかかるものでございます。

この度、平成26年度事業の決算見込みにより、逡次繰越額が確定いたしましたので、その内容につきましてご報告をいたします。2枚開いていただいて、繰越計算書でございます。

表に記載しておりますように、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、山道浄水場第7次拡張事業、平成26年度継続費予定現額の合計欄11億780万円、支払い義務発生見込額3億4,290万円、残額7億6,490万円、翌年度逡次繰越額7億6,490万円、その財源内訳であります、企業債6億4千万円、損益勘定留保資金5千万円、建設改良積立金7,490万円でございます。

以上で、説明を終わりますが、よろしくお願いをいたします。

議長 これから質疑を行います。

10番高以良 お尋ねしますが、繰越計算書の表の今説明がありました、表の中ほどのところ。支払い義務発生、括弧で見込額と、説明も見込額ということでありましたけれども、これは見込額でしか計上ができなかったのかどうか。確定の額がどうなっているのかですね、ということと、もう一つは、単純な変換ミスだと思いますが、表の中の26年度の継続費予算現額の真ん中のところ、前年度逡次繰越額の逡次の次とか、右の方にも1、2カ所ありますが、これは「次」の変換ミスではないかと思いますがどうなんでしょうか、お尋ねします。

水道課長 それでは高以良議員の質問にお答えいたします。

1番目の支払義務発生見込額ということですが、これは支払い義務

発生額確定でございます。3億4,290万円、この額につきましては、工事費の前金払い金でございます。

二つ目の逡次の「次」の変換間違いにつきましては、大変申し訳ございません。逡次の次は「次」でございます。

ここで、訂正をさせていただいて、お詫びを申し上げたいと思います。以上です。

2 番 田 口 前年度の支払いの確定額が3億4千万円で、なおかつ繰越額が7億6千万円ということは、次の27年度でも使い切れないのではないかという感じで思われますが、どのような計画になっておるのでしょうか。

水 道 課 長 現在、先ほど申しました平成26年度の継続費の予定現額の合計11億780万円に対しまして、平成26年度中に契約した額が10億953万円でございます。すでにこの金額を契約いたしまして、現在事業を執行しているところでございます。その内の前金払いとして3億4,290万円を平成26年度中に前金払いとして支出をした額ということで、残りについては平成27年度逡次繰越として支出が発生するというところでご理解いただければというふうに思います。

追加で説明をさせていただきます。使い切れないのではないかという質問に対してですが、26年度に先ほど言いました金額について契約をさせていただきまして、工期の変更をいたしまして、27年度中に完成するというところで、工期の変更をいたしております。ということで、27年度中に支払いが完了するというところでありますので、この金額につきましては、支払いが発生するというふうにご理解いただければと思います。

議 長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(10:19)

議 長 次に、日程第4、議案第37号「平成27年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第37号「平成27年度川棚町一般会計補正予算（第1

回) 」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,966万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億8,766万6千円にしようとするものであります。

今回の補正の主なものは、平成27年度から税率の引き上げが予定されていた軽自動車税について、急きよ3月末の平成27年度税制改正により、適用開始を1年間延期し、平成28年度分の軽自動車税から適用することとされたことによる軽自動車税の減額、平成26年度に引き続き実施される消費税率の引き上げによる影響を緩和するために、低所得者に対して簡素な給付措置を行う臨時福祉給付金並びに子育て世帯に対し、特例給付措置を行う子育て世帯臨時特例給付金、これら二つの給付金の支給事業の追加、それから民間保育所施設整備補助事業において、仮施設整備費用が追加となったことによる保育所運営事業費の増額、特殊地下壕対策事業費の追加などであり、その他、当初予算編成後の事情変更等に対応するために必要な事業費について追加計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

企画財政課長 それでは内容について歳出からご説明いたします。12ページをお開きください。

まず、2款総務費であります。5項2目統計調査費、国勢調査費で減額を行っております。これは内容について一部組み替えを行うとともに、総額で7万5千円の減額を行うものであります。次のページをお開きください。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費の中の説明欄にありますように、社会福祉総務費184万4千円の追加を行っております。これにつきましては、26年度事業完了に伴う臨時福祉給付金の精算により返納が生じております。この分が196万4千円を要します。そして、これが23節に対応するものであります。その差額の12万円につきましては、これからご説明いたします臨時福祉給付金支給事業費、この中で職員手当が12万円措置されるということで、組み替えを行って差額が生じておるものであります。

介護保険事業費65万8千円の増であります。これは介護保険制度改正に

に伴い、システムの改修が必要となっておりまして、約130万円を要します。これにつきましては、介護保険特別会計で行いますが、そのうち2分の1の額を一般会計から繰出すものでありまして、28節でございます。

次に、臨時福祉給付金支給事業費であります。これにつきましては町長の冒頭の説明にありましたように、27年度に実施される事業であります。

4節から19節までが事務的な経費を計上しております。

19節負担金補助及び交付金、これが実際の給付額でございます。1件あたり6千円、対象者を3,500人と見込んで、増額2,511万6千円を計上したものであります。

続きまして、児童福祉費でございます。1項児童福祉総務費の中の保育所運営事業費に723万5千円を追加しております。これは民間保育所施設整備補助事業におきまして、当初予算に計上して予定をしておりましたが、仮設園舎の追加というものが生じまして、これにつきましては県補助につきましても採択が見込まれるので、町補助も増額を行うものであります。財源内訳にありますように643万1千円が県補助の額であります。

2目児童措置費、説明欄、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費であります。これも冒頭の町長の説明にございましたように、26年度に引き続き実施するものであります。

4節から13節までが事務的な経費でありまして、19節、これが実際の支給額であります。1件あたり3千円、2,200人を見込んで、総額800万円を計上したものであります。次のページをお開きください。

6款農林水産業費であります。1項3目農業振興費の説明欄にあります輝くながさき園芸産地振興計画推進事業費279万3千円の減額を行っております。これにつきましては内訳がありまして、まず当初予算におきまして農業生産新技術普及支援事業、これはアスパラ、みかんハウスなどの資材の交換を補助する事業であります。これが不採択となりまして、329万3千円の減額を今回行っております。それとは別に、新たに新規品目チャレンジ農業支援事業という事業で50万円の採択の見込みが出ておりますので、差し引き279万3千円を減額するものであります。財源内訳につきましては後ほど歳入の折に説明いたします。

4目畜産業費であります。長崎県家畜導入事業費、これにつきましては当

初予算で計上しておりましたが、県の補助単価の増が、8千円増がっておりますので、5頭分追加を行っております。全額県支出金で措置されるものであります。

5目農地費、農地管理費に49万円を追加しております。これにつきましては財源内訳をご覧いただきたいと思っております。150万円の歳入としております。これは美しい農村再生事業交付金、これの採択が内示がありまして、木場地区を対象とした事業でありまして、既存の導水路維持補修費原材料費、これは畦畔コンクリートの補修を当初予算で100万円計上しておりました。そして事務的経費の需用費1万円、これが当初予算で計上していたものが措置されるということで、差し引き、今回、歳出で追加を行いましたのは、8節報償費、これは棚田保全協議会委員の報酬費でございます。そして旅費として、先進地視察等を行う経費として34万円を計上したものであります。次のページをご覧ください。

8款土木費であります。5項5目特殊地下壕対策事業費です。これは新たに追加をした目であります。3月議会の一般質問で出ました地下壕対策事業費でございます。これにつきましては、建設課の方で調査を行い検討しましたところ、石木地区町道梅林線に並ぶ特殊地下壕につきまして、安全対策として6カ所にネットの設置を要すると判断をしまして、今回、工事請負費として110万円を計上したものであります。

6項1目住宅管理費、住宅性能向上リフォーム支援事業費、これは全額県費で行われる県事業でありまして、この度内示がありましたので、内示額8万8千円を計上しております。次のページをお開きください。

10款教育費でございます。これは説明欄に記載がありませんで、内容としましては、財源内訳の追加のみとなっております。これは学力向上のための非常勤講師等配置支援事業補助金、これに今回、採択がされまして、本町で当初予算で計上しておりますが、従来から実施している3小学校へのサポートティーチャーへの配置、中学校、石木小学校への特別支援教育支援員の配置、これに対する補助の採択が決定しましたので、今回、財源補正を行ったものであります。したがって、歳出の増減はあってないというものであります。次ページをお開きください。

14款予備費であります。これは歳入歳出の見合いの調整を行い、277

万7千円の減をしたものであります。それでは歳入の説明に移ります。6ページをお開きください。

1款町税であります。これは冒頭、町長の説明にもありましたように、3月末の改正により税率引き上げの延期が行われまして、この分につきましては専決で税条例の改正を行う、5月の臨時議会に報告したところでありますが、その分にかかる減額を110万円減するものであります。次のページをお開きください。

13款国庫支出金であります。2項1目民生費国庫補助金、説明欄にありますように、臨時福祉給付金支給事業補助金、そしてその下の子育て世帯臨時特例給付金、歳出で説明した分の国庫支出金の歳入でございます。全額国費で賄えるというものであります。

6目農林水産業費国庫補助金、これは歳出の農地管理費でご説明した美しい農村再生支援事業交付金の木場地区を対象とした事業の歳入でございます。次のページをお開きください。

14款県支出金であります。2項2目民生費県補助金、民間保育所等施設整備費補助金、歳出で説明しました仮園舎の追加に伴う県補助の増であります。

4目農林水産業費県補助金であります。輝くながさき園芸産地振興計画推進事業費交付金、これは内訳が歳出で説明しましたアスパラ、みかんハウス等の補助、不採択となった分が255万3千円の減額であります。そして、追加になりました新規品目チャレンジ農業支援事業50万円、これは全額県費で負担されるものであります。差し引きで203万4千円の減としております。

長崎県家畜導入事業費補助金、これは歳出で説明しましたように、補助単価の増に伴う追加であります。

6目土木費補助金、住宅性能向上リフォーム支援事業補助金、歳出で説明いたしました、県費で行われるリフォーム事業であります。

7目教育費県補助金、学力向上のための非常勤講師等配置支援事業補助金、歳出で説明したとおり、当初予算で計上していたものに、今回、採択されるものであります。

以上が、平成27年度一般会計補正予算（第1回）の内容でございます。

ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

4 番 久 保 田 議案第 3 7 号「平成 2 7 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 回）」に対する賛成討論を行います。

8 款土木費で、さっそく安全対策費 6 カ所にネットを設置していただくということで、予算を計上されて、町民のみなさんのための評価をしたいと思えます。

議 長 次に、反対討論はありますか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 3 7 号「平成 2 7 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第 3 7 号「平成 2 7 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 0 : 3 6)

議 長 次に、日程第 5、議案第 3 8 号「平成 2 7 年度川棚町介護保

険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長 議案第38号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,760万1千円にしようとするものであります。なお、補正の内容につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

健康推進課長 それでは補正予算の内容について、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので、10、11ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理費につきましては、介護保険制度改正に伴う電算システムの改修費用であります。次に、歳入についてご説明いたします。6、7ページをお開きください。

3款国庫支出金、2項3目介護保険事業費補助金は、先ほど歳出で説明いたしました介護保険制度改正に伴う電算システムの改修費用に対する国庫補助2分の1の額になりますが、この額を増額補正をするものであります。次のページをお開きください。

8款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金は、電算システムの改修に対する町の負担分で、一般会計からの繰入金を増額補正するものです。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

（発言なし）

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第38号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)」は、原案のとおり可決されました。

(10:40)

議 長 次に、日程第6、議案第39号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算(第1回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第39号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算(第1回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の部で支出において135万1千円を増額し、支出予算の総額を2億7,988万8千円に、また資本的収入及び支出の部で、支出において1,200万円を増額し、支出予算の総額を8,095万8千円にしようとするものであります。補正予算の詳細につきましては、水道課長より説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

水道課長 それでは説明いたします。3ページをお開きください。

補正予算実施計画説明書により説明いたします。収益的収入及び支出について、収入について補正はございません。

支出について、1款1項営業費用の5目総係費であります。職員の産休

及び育休取得に伴い、臨時職員の雇い入れを見込み135万1千円増額するものであります。次に、4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてであります。収入についての補正はございません。支出について1款1項建設改良費の2目施設改良費についてであります。現在、上組地区で事業実施中の緊急避難路柵尾線道路改良工事に伴い、上水道の配水管口径150ミリが、排水路などの整備に伴い支障となることから、当初は支障部分のみの移設工事として予算計上しておりました。ただ、将来的な維持管理面及び既設配水管が耐用年数間近であること、また緊急避難路が現在未舗装で、本年度中に舗装を実施される予定であることなど、総合的な判断から、緊急避難路時期に敷設替えすることが必要ということで、1,200万円を増額するものでございます。延長といたしましては、約290mであります。次に1ページにお戻りいただきたいと思いません。

第2条、ここには当初予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の補正を記載しているものでございます。

第3条、ここは当初予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の補正を記載しておりまして、先ほど建設改良費の増額の説明をいたしました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額について、補てん財源についての補正も併せて記載をいたしております。説明は省略させていただきます。なお、5ページには補正予算実施計画明細書、6、7ページにはキャッシュフロー計算書、8ページには損益計算書、9、10ページには貸借対照表を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:46)

議 長 次に、日程第7、議案第40号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第40号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例」について、提案理由を説明いたします。

この条例の廃止につきましては、平成27年4月1日をもちまして、この条例に規定する技能職員、いわゆる単純労務に雇用する職員がすべていなくなったこと。また、今後において、技能職員を採用する予定がないことから、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止するものであります。

条例の施行期日であります。本文附則により公布の日と定めております。以上、ご提案いたしますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:49)

議 長 次に、日程第8、議案第41号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第41号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

平成27年度介護報酬改定に伴う介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行により、川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じましてご提案するものであります。

内容は、一部サービスの基本方針と、サービスの名称を国の省令に準じて変更するものであります。詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

健康推進課長 それでは条例の内容についてご説明いたします。

本改正案は、先ほど町長が申しましたとおり、平成27年度介護報酬改定に伴う介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、本条例の一部を改正する必要が生じたものであります。一部サービスの基本方針とサービスの名称を国の省令に準じて改正するものであります。新旧対照表をご覧ください。

第8条は、認知症対応型通所介護の基本方針において、「生活機能の維持又は向上をめざし」を加えております。認知症対応型通所介護サービスというのは、認知症の方を対象とした小規模のデイサービスのことであります。

第14条は、サービスの名称の変更であります。「複合型サービス」から、「看護小規模多機能型居宅介護」に変更をするものであります。このサービスは、医療ニーズのある中程度の要介護者が、地域での医療生活を継続できるよう、通い、泊り、訪問介護、訪問看護を組み合わせたサービスであります。なお、現在この2つのサービス事業は、本町にはございません。前のページにお戻りください。

附則につきましては、公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:54)

議 長 次に、日程第9、議案第42号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第42号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由を説明いたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律における介護保険法の一部改正により、川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたのでご提案するものであります。なお、条例の内容につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

健康推進課長 それでは条例の内容についてご説明いたします。本改正案

は、先ほど町長が申しましたとおり、介護保険法の一部改正により、本条例を改正するものであります。

介護保険法第8条の2、第2項及び第7項が削られたことにより、一部の項において繰上げがされております。よって、本条例において対応する介護保険法の条項を変更するものであります。次のページの新旧対照表をご覧ください。

その対応する箇所は、第7条の介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針中の法第8条の2、第17項の箇所であり、ここを法第8条の2、第15項に改正するものであります。前のページをお開きください。

附則につきましては、公布の日から施行するとしてしております。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第42号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:58)

議 長 次に、日程第10「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務厚生委員長と産業建設文教委員長から、川棚町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出がっております。

お諮ります。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、総務厚生委員会、産業建設文教委員会の閉会中の継続調査につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

(10:59)

議 長 次に、日程第11「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は、川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定しました。

なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

(1 1 : 0 0)

議 長 ここでお諮りします。

本定例会において議決されました案件につきましては、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成27年6月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 1 : 0 1)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____